

市民交流施設指定管理業務責任分担表

種 類	内 容	市	指定管理者
包括的責任	施設設置者、所有者としての包括的責任（管理瑕疵を除く。）	○	
物価・金利変動	物価若しくは金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
税制・法令改正	税率の変更	○	
	上記以外の運営管理に影響するもの	協議事項	
その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する法律、条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の法律、条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	協議事項	
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間途中の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
備品の修繕、更新	指定管理者の管理瑕疵に基づく物品の破損に伴う修繕又は更新に係る費用		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない物品の破損に伴う修繕又は更新に係る費用で1件50万円以上（税込）の大規模修繕	○	

	指定管理者の管理瑕疵によらない物品の破損に伴う修繕又は更新に係る費用で1件50万円未満（税込）の小規模修繕		○
施設又は設備の損壊等に伴う修繕、事業の中断	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設又は設備の損壊等に伴う修繕費用等の増加及びこれに伴う事業の中断等		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設又は設備の損壊等に伴う修繕費用等で1件50万円以上（税込）のもの	○	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設又は設備の損壊等に伴う修繕費用等で1件50万円未満（税込）のもの		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設又は設備の損壊等に伴う事業の中断等	○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得又は更新されないことによる事業の中止及び延期	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得又は更新されないことによる事業の中止及び延期		○
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
不可抗力（※）	不可抗力に伴う施設及び設備の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う事業の中断及びこれに伴う指定管理者の損害	協議事項	
引継費用	運営管理の引継ぎに必要な経費		○
指定管理業務外の事業	市が別に実施する総合案内業務、観光案内業務及び地場産品の販売事業を実施する上で、故意又は過失により損害を与えた場合	○	

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、津波、地震、地滑り、落盤、火災、戦乱、内乱、テロリズム、侵略、暴動、ストライキ等